

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第33号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市男女共同参画センターにおいては、障害のある方等の社会参加の促進を図るため、フィットネスルームの部分使用の使用料を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するため、京都市男女共同参画センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成25年11月11日から施行することとしました。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 33 号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、フィットネスルームの部分使用の使用料を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）